

菰 市 第 5 3 号
令和 7 年 4 月 2 5 日

地区長（組長）各 位

菰崎市長 内藤 久夫
（ 公 印 省 略 ）

令和 7 年度「春の一斉清掃」の実施依頼について（依頼）

春暖の候、各位におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本市環境行政にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、「美しいまちづくり事業」の一環として、例年、地区ごとに清掃活動及び泥上げ等の一斉清掃等により地域の快適な生活環境づくりにご協力いただいておりますが、本年度もその趣旨に賛同いただき、一斉清掃の実施をお願いいたします。

活動に際し、市指定ごみ袋又は消石灰を必要とする場合は、配布いたしますので、市民生活課生活環境担当窓口までお越しく下さい。

また、活動終了後は実施報告書のご提出にご協力願います。

記

- 1 実施時期 令和 7 年 5 月下旬（目安）
- 2 報告期限 令和 7 年 7 月 3 1 日（木）
- 3 報告方法 別紙「実施報告書」様式を
紙媒体又はメールにてご提出ください。

※地区役員等の切替えにあたり、旧地区長様に本書が送付された場合には、お手数ですが新地区長様にお引継ぎくださるようお願いいたします。

お問い合わせ 菰崎市 市民生活課 生活環境担当 菰崎市水神一丁目 3 番 1 号 TEL : 0551-22-1114 E-mail : shimin@city.nirasaki.lg.jp

別紙

清掃活動について

1 趣 旨

地区環境の保全を図るため、子どもから高齢者まで全市民が参加し、日頃から慣れ親しみ愛着のある身近な環境美化に取り組む市内一斉クリーンキャンペーンの機会とする。

2 実施時期

毎年5月下旬(ごみゼロ⇒530⇒5月30日の前後1ヶ月の実施としておりますが、実情に応じ各地区で可能な日に実施してください)

3 実施内容

タバコの吸い殻や空き缶拾いといった清掃活動を中心として、花木などの緑化活動等と複合的に環境美化活動を行っていただいても結構です。

4 ごみの処分方法

希望する地区に市指定ごみ袋を1地区につき可燃不燃各20枚配布しますので、市民生活課生活環境担当窓口までお越しください。

① 可燃・不燃ごみ

市指定ごみ袋に入れ、地区内のごみステーションに出してください。

② 粗大ごみ

地区内の粗大ごみ収集日までステーションに保管してください。

個別の回収は実施いたしかねます。

③ タイヤ・家電リサイクル品など、市では収集しないごみ

私有地内の不法投棄物は、投棄者が不明の場合、土地所有者の責任で処分することとなりますので、回収しないでください。

道路や公共施設などにある不法投棄物については回収せずに、場所を実績報告書にご記入ください。

別紙

泥上げについて

泥は、報告書裏面地図で示した一時仮置場（穴山町）に搬入できます。利用される地区は、以下の注意事項を厳守してご利用ください。

また、希望する地区に泥上げ時に使用する消石灰を1地区につき1袋配布しますので、市民生活課生活環境担当窓口までお越しください。

【注意事項】

- 1 搬入期限は令和7年7月28日（月）とします。
- 2 捨てることができるものは、缶・ビンなどのごみを取り除いた、水切りした砂泥に限ります。

※缶・ビン・紙くず等は取り除き、可燃・不燃に区別し、市指定ごみ袋に入れてごみステーションに排出してください。
- 3 運搬中、泥が道路に散乱しないようご注意ください。
- 4 搬入する日が決まった時点で、市民生活課生活環境担当までご連絡ください。
※一時仮置場は施錠しているため、事前連絡がない場合、開錠できません。

荏崎市

至 北杜市

至 円野町

集積場所

穴山交差点

至 穴山駅



縮尺 1 : 5000



「春の一斉清掃活動」実施報告書

令和7年 月 日報告

() 地区(組)

実施日	実施場所	参加人数	活動内容（実施した項目に✓してください）
月 日		人	☐ 清掃活動 ☐ 泥上げ ☐ その他（ ） ※道路や公共施設などにある不法投棄物がある場合は その場所（ ）
月 日		人	☐ 清掃活動 ☐ 泥上げ ☐ その他（ ） ※道路や公共施設などにある不法投棄物がある場合は その場所（ ）
月 日		人	☐ 清掃活動 ☐ 泥上げ ☐ その他（ ） ※道路や公共施設などにある不法投棄物がある場合は その場所（ ）